

# Kiko

11月

16日

◆シャルム・エル・シェイク◆

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305

Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 12 番 2 号 藤森ビル 6B

Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463

E-mail: kyoto@kiconet.org (京都) tokyo@kiconet.org (東京) URL: <https://www.kiconet.org/>

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。  
「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## エネルギーデー：1.5°C目標の達成に向けたエネルギー移行を（11/15）

11月15日は「エネルギーデー(Energy Day)」。COP 会場内では、エネルギー移行をテーマにした数々のイベントが開催された。また、化石燃料からのフェーズアウトを求めるアクションも数多く実施された。アフリカのガス開発の中止を求める市民団体のネットワーク Don't Gas Africa によるアクションでは、「アフリカでのガス開発の拡大は望んでいない」「ガス開発はアフリカに住む私たちの利益にはならない」と高らかに訴える声が響き渡った。

この日、PPCA(脱炭素連盟)の5周年を記念するサイドイベントがカナダパピリオンで開催された。石炭火力発電からクリーンエネルギーへの移行をめざす PPCA は、COP23 でカナダとイギリスのイニシアチブによって設立され、現在、165 を超える国・自治体・機関が加盟するまでになった。日本で唯一のメンバーである京都市からは、門川市長がビデオメッセージを寄せた。同日、PPCA は新しい報告書を発表。石炭火

力からクリーン電力への移行は政治的にも技術的にも可能であり、社会経済的にも望ましいとして、即時の行動を呼びかけた。

その一方で、水素や CCS を推進し、化石燃料を延命させるような声も交渉の内外で聞かれている。各国の削減目標を合わせても 1.5°C 目標達成には届かない現状では、日本でもアジアでも、CO2回収に限界がある CCS に多大のコストをかけて化石燃料の利用を続ける選択肢はない。再生可能エネルギーへの移行の加速、公正な移行の実現こそが欠かせない。

COP27 も後半に入り、日本からは西村環境大臣が閣僚級の交渉のために現地入りした。COP27 全体としての重要な決定や政治的メッセージが盛り込まれるカバー決定についての議論もスタートした。1.5°C 目標達成のためのさらなる削減目標引き上げと、気候変動の悪影響に直面する人々の支援に具体的に取り組むという各国政府からの強い決意が伝わる決定を期待したい。

## 第1週目の交渉から：損失と被害に関する資金と緩和作業計画

第1週目の交渉から、Kiko が注目した議題について紹介したい。

### 損失と被害に関する資金

この COP で最も注目を集める議題の一つで、気候変動への適応を超えて発生する損失や被害に対応するための資金を検討するものである。被害に対する補償問題となることを懸念する先進国が積極的ではない中、「責任と補償を問うものではない」「2024 年までに決定する」などの注釈が付きながらも議題が採択された。採択に向けては、議長国エジプトの強い意欲と努力も窺えた。

1 週目は、主に COP27 で目指す成果やタイムラインが議論されたが、先進国が 2024 年までの 2 年間で検討するプロセスの立ち上げを提案したのに対し、途上国からは COP27 で資金ファシリティの設置を決定し、2024 年までに運用を始めたいという声があがった。第1週目の議論をもとに作成された共同ファシリテーターによるエレメントペーパーが 14 日に公開され、これをもとに 2 週目には閣僚級の議論が行われる。

これまでの交渉でも、損失と被害の資金については先進国と途上国の意見が平行線をたどっており、この議題の交渉の行方が COP27 の成否も占うことになるだろう。

### 緩和作業計画(MWP)

もう一つは、緩和作業計画(MWP)である。この作業計画は COP26 で設立されたが、具体的な内容は示されていない。COP27 での採択に向けて議論が続けられてきた。

第1週目には、補助機関会合での議論が行われ、決定草案が CMA4(パリ協定第4回締約国会合)に送られた。ただし、意見が集約しきれず、全ての項目にブラケット(括弧)やオプションがついており、「すべての国の合意ではない」と記載されている。特に議論となったのが、いつまでの作業計画を策定するかであった。2030 年までとするか、ここ 1~2 年のみとするか、意見が分かれている。また、新興国を対象に排出削減目標の引き上げを求める動きもあり、これには新興国が暗に先進国を指して「排出の歴史的責任を考慮すべき」と反発した。

今後、この議題は CMA4 で議論されることになるが、Kiko は、さらなる検討のためのテーマ分野(Thematic Areas)に水素や CCS などが挙がっていることには注意したいと考える。気温上昇を 1.5°C に抑制するため、この 10 年の行動が決定的に重要と言われる中、早期の排出削減につながらない対策は容認できない。

※補助機関会合(SBI, SBSTA)も CMA も、COP27 と同時期に同じ会場で開催されている。

## COP 会場内で気候マーチが開催される (11/12)

11月12日は「世界気候行動の日」。世界各地で、気候変動の解決を求める気候マーチが開催された。

例年、COPの1週目の土曜日に「世界気候行動の日」が設定され、開催地では世界の市民の声を会議場の交渉官たちに届けるために、NGOの参加者と開催地の市民が一緒に街頭を行進。その模様はメディアを通して世界中に発信される。

昨年、イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、COPの歴史上初めて金曜日と土曜日の2日連続で気候マーチが行われた。しかも、グラスゴー市民63万人のうち、金曜日に5万人、土曜日には10万人が気候マーチに参加した。

だが、今年はCOP会場内で気候マーチが行われ、参加者はCOPに参加したNGOメンバーだけ。地元シャルム・エル・シェイク市民と共に歩くことも、市内を歩くこともできなかった。開催地の街頭で気候マーチが

許可されなかったのは、COPの歴史上初めてのことだ。

しかし、そんな制約をはねのけるように、多くのNGO参加者が思い思いのメッセージを掲げ、歌を歌い、ときには踊りながら、元気いっぱい会場内を行進。気候変動の解決を目指す市民の活動を止めることは、誰にもできないことを示した。



## 炭素回収は誇大広告？その実態は(eco抄訳11/11)

炭素回収(Carbon capture) – 公的資金の収集は上手だが、肝心の二酸化炭素は回収できるのだろうか？残念ながら、炭素回収による排出削減効果は少ないようだ。だから、ECOは「脱炭素の日」に、化石燃料企業が危険な問題のすり替え策を提示していることに懸念を示しておく。

化石燃料企業は、二酸化炭素・回収・貯留(CCS)のようなリスクを伴う上に費用のかかる技術を使えば、化石燃料を採掘し続けられると偽っている。企業はわかっており、ビジネスのためのグリーンウォッシュだ。

気候変動を緩和する技術として、炭素回収は全く機能していない。仮に機能したとしても、CO2排出量の80%は石油やガスの燃焼によるものだが、これは炭素回収ではどうすることもできない。どんな場合でも、再生可能エネルギーと、エネルギー効率化に投資する方が、より効果的で効果的である。最新のIPCC報告書が、CCSを最も高価で最も効果の低い緩和策であると評価していることは、驚くにあたらない。生態系と人の健康を脅かす汚染産業の存続を手助けしているような状況なのだから、CCSプロジェクトは重大な新しいリスクをもたらしている。

「ブルー水素」と呼ばれる水素に関しても、同様だ。ブルー水素とは、化石燃料から水素を生成し、その過程で発生する炭素を回収・貯留する方法でつくられた水素のことである。しかし繰り返すが、これも気候変動の解決策ではない。ブルー水素を燃焼することは、石炭や化石由来のガスを直接燃焼させるよりもタチが悪い。CCSと同様、化石燃料企業は、水素を口実に、化石燃料ガスのインフラをさらに強化しようとしているのだ(アンモニアを燃やすのはさらに悪い)。

化石燃料業界は、COP27の会場で、最後の抜け道であるこれらの技術・CCSやブルー水素を推進する姿勢を示し、ロビー活動を成功させている。これらの「誤った対策」は、各国が決定する貢献(NDC)、声明、「ネットゼロ」の約束、さらにグローバル・ストックテイク(GST)を含む協議の場にも登場する。6条4項の中にも書かれており、パリ協定の整合性を損なう危険な抜け穴への扉を開いている。

方法を誤っては気候変動に打ち勝つことはできない。当然ながら、化石燃料からの脱却なしに気候変動問題に打ち勝つことはできないのだ。

## COP27のカバー決定：ピラミッドの先端(eco抄訳11/12)

昔々、COP27がエジプトの地で開催されるはるか前に、有名なピラミッド群が建設された。巨大なピラミッドの先端は金で飾られ、輝いていたそう。COP27のカバー決定も輝かしいものになるはずだ。ECOがカバー決定に求める項目と概要を記そう。

### 1. 気候危機は人権の危機

国連で採択された「清潔で健康的かつ持続可能な環境への人間の権利」を認識し、その推進には国際環境法の原則に基づく多国間環境協定の完全実施が必要である。

### 2. 損失と被害ーピラミッド建設のように時間をかける必要はない

今こそ、新たな損失と被害の資金ファシリティを設立するときである。また「サンティアゴ・ネットワーク」の諮問委員会を設立し、技術および能力開発のニーズに対応できるようにすることを忘れてはならない。

### 3. 資金、特に適応資金への拠出

先進国は、年間1,000億米ドルの資金支援を実現しなければならない。

また適応資金を倍増すること、気候資金全体の50%を確保することという約束が果たされるか、期限を設けて追跡する方法も確立すべきだ。

### 4・5. 緩和と徹底した脱炭素化

全ての国々は、緊急に既存の約束を果たし、NDCを強化し、1.5°C目標に整合させていかなければならない。また化石燃料の大幅削減と、再生可能100%発電・エネルギー効率化が必要である。

### 6. 適応

カバー決定は、COP28までに適応に関する世界全体の目標(GGA)を完全に運用できる基盤を提供するものでなければならない。またGGAに関する恒久的な議題が必要だ。

会議場通信 Kiko COP27 CMP17 CMA4 No.3

2022年11月16日 エジプト シャルム・エル・シェイク発行

執筆・編集: 浅岡美恵、鈴木康子、森山拓也、榎原麻紀子、菅原怜、田中十紀恵 (問合せ: メール kyoto@kikonet.org)